

葛飾区児童相談所・一時保護所 設置に係る住民説明会を 開催しました（お知らせ）

令和2年7月19日（日）午前10時及び午後1時30分から立石地区センター別館にて開催し、建設予定地周辺の28名の方々にご参加頂きました。

当日は葛飾区児童相談所及び一時保護所の施設整備方針、組織体系など、設計の与条件を示した葛飾区児童相談所基本計画（素案）について説明を致しました。

今後も検討の節目ごとに住民説明会を開催し、引き続きご意見をお伺いする機会を設けます。

配布資料（抜粋）

第1章 策定の目的

葛飾区児童相談所基本計画（以下「基本計画」という。）は、今後の本区における児童福祉行政のうち、とりわけ虐待対策についての基本方針を示した葛飾区児童相談所基本構想（令和2年3月策定）の実現に向けて、施設整備の基本的な考え方や施設整備方針、組織体制等、設計の前提となる基本的な要件をまとめつつ、建設規模や諸室構成、機能等、設計の与条件を示すものです。

また、児童相談所・一時保護所の運営を行うにあたっては、業務手順や他機関との連携の考え方などをまとめた（仮称）葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画や（仮称）葛飾区子ども総合センター運営計画を作成します。

さらに、児童相談所設置市事務の手順や人員体制などをまとめた（仮称）葛飾区児童相談所設置市事務運営計画などを作成し、開設後確実に業務を行えるよう引き続き準備を進めます。

今後の流れ

葛飾区児童相談所基本構想につきましては、葛飾区公式サイトに掲載しています。公式サイトで「児童相談所 基本構想」とご検索ください。

第8章 開設までのスケジュール

令和5年度の開設に向けたスケジュールはおおよ次のとおりです。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	基本構想・基本計画	設計・工事			
		地域・関係団体等への説明			
		東京都との協議	国の協議		開設

※東京都や国との協議状況等により、スケジュールを変更する場合があります。

児童相談所・一時保護所を設置するには、国より児童相談所設置市として政令指定を受ける必要があります。政令指定は、(1)人員体制等をはじめとした事務遂行体制、(2)一時保護や児童福祉施設等の広域調整や児童相談所立ち上げ

目次

- 第1章 策定の目的
- 第2章 葛飾区児童相談所基本構想
- 第3章 運営方針
 - 1 組織と職員構成
 - 2 児童相談所の職員数
 - 3 一時保護所の定員数
 - 4 一時保護所の職員数
 - 5 組織体制
 - 6 開所時間
 - 7 通告窓口
 - 8 相談援助の流れ
 - 9 夜間休日対応
 - 10 会議・研修
 - 11 児童相談所設置市事務
 - 12 (仮称)児童相談所システムの基本的な考え方
 - 13 業務委託
- 第4章 施設整備の基本的な考え方
 - 1 総論
 - 2 児童相談所
 - 3 一時保護所
 - 4 周辺住民への配慮
 - 5 環境への配慮
 - 6 災害対策
- 第5章 施設整備方針
 - 1 建設予定地
 - 2 整備する機能と要件
 - 3 必要諸室とゾーニングのイメージ
 - 4 施設規模の算定
 - 5 法令条件
 - 6 敷地の利用条件

葛飾区児童相談所 基本計画（素案）

令和2年__月
葛飾区

葛飾区児童相談所・一時保護所 設置に係る住民説明会

～葛飾区児童相談所基本計画（素案）について説明します～

葛飾区では、令和5年度を目標に立石2丁目葛飾区児童相談所・一時保護所の開設準備を進めています。3回目となる今回の説明会では、設計の前提となる児童相談所・一時保護所の運営方針をはじめ、建設規模や諸室構成等の設計の与条件を示した葛飾区児童相談所基本計画（素案）についてご説明いたします。建設予定地の周辺住民の皆様からご意見をいただきたく、是非ご参加ください。

日 時	
令和2年 7/19 (日)	[1] 10:00～ [2] 13:30～

各回 30名程度
予約制

※どちらも同じ内容となります。
※全体（説明・質疑応答）で1時間半を予定しています。

会 場

立石地区センター別館（勤労福祉会館併設）
2階 多目的室
住所：葛飾区立石3-1-2-1

今回は新型コロナウイルス感染予防を目的に、1回あたりの人数を調整させていただいたため、**予約制（先着順）**とさせていただきます。

申し込み方法

参加ご希望の方は①～④を下記申し込み先に《電話》または《メール》、《FAX（表面をご利用ください）》でご連絡ください。

①参加者氏名（代表者） ②参加人数 ③代表者の電話番号 ④参加希望回

※定員を超える参加のご希望があった場合は、ご参加いただく回を調整させていただく可能性がございます。ご了承ください。
※参加をご希望の方は裏面も合わせてご覧ください。

【申し込み先】

葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課児童相談所設置準備担当係
担当：宮木・末継・小木
〔葛飾区子ども総合センター内〕
TEL:03-3602-1247 FAX:03-3602-1392
E-mail:113000@city.katsushika.lg.jp

当日配布した資料は葛飾区公式サイトでもご覧になれます。

説明会の様子

当日は建設予定地周辺にお住いの多くの方々にご参加いただきました。誠にありがとうございました。

冒頭の子育て支援部長の挨拶の後、児童相談所設置準備担当課長から、前回の説明会でご説明した基本構想の実現に向けて、施設整備方針や組織体制等、設計の前提となる与条件を取りまとめた基本計画（素案）について説明を致しました。



児童相談所・一時保護所の紹介や、建設予定地、建設スケジュールについてご案内するポスターを展示いたしました。

ご質問と回答

説明会当日に参加頂いた皆さまから頂戴したご質問と区からの回答を紹介致します。

ご質問 1

開設後も引き続き近隣住民との対話の機会を設けてほしい。

回答

意見交換の場は設ける予定です。開催方法やご参加頂く方等具体的な内容については今後検討します。

ご質問 2

どのような手順で子どもを一時保護するのですか？

回答

身体的な虐待を受けている場合、通報等があった時から48時間以内に安全確認を行い、命の危険性がある場合は緊急保護を行います。

また、食事を与えられていない場合などネグレクトの場合は、ご家庭の調査をしながら緊急受理会議を開き、保護するか検討します。検討の結果、一時保護を行う場合もありますが、親子関係の改善の余地がある場合もあるため、臨機応変に対応します。

ご質問 3

緊急保護をする際の職員体制はどのようになりますか？警察と協力することはありますか？

回答

職員の安全確保と冷静な判断が求められることから、複数名の職員で対応にあたります。場合によっては警察官が同行することもあります。

ご質問 4

他の自治体で、夜間にかけこんだ子どもに対して、次の日に改めて来るよう対応した警備員がいたとの報道がありました。施設ができることでかけこんでくる子どもがいると思うので、その様な場合どのように対応するか、職員の判断が大事になると思います。

回答

子どもであれ、地域からの通報であれシグナルがあればすぐにもらすことなく対応することが基本となります。

質問 5

感染症をもった子どもの一時保護所での対応はどのようになりますか？

回答

コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症に罹患している子どもを受け入れることは出来ませんが、罹患していることが確定するまでの間、トイレやシャワーが付いた専用の部屋で生活をしてもらいます。また、感染予防の観点から手洗いを励行するため、お湯が出る手洗い器の設置を検討します。

ご質問 6

建設予定地が公園の前にあるため、公園に遊びに来る子どもと工事車両との接触事故が懸念されますが、どのような対応をされますか？

回答

警備員を増やし、工事車両の誘導だけでなく、公園を利用している子どもや通行している子どもなどの誘導も併せて行うなど、安全管理体制を整えます。

ご質問 7

児童相談所の仕事は大変だと聞いています。建物ができても職員が続けられる環境が必要と思いますがどのような対応を検討していますか？

回答

他区にない葛飾区独自の施策になりますが、職員をサポートする『支援者支援コーディネーター』の配置を検討しています。職員支援をしっかりと行うことは児童相談所の安定的な運営につながり、ひいては子どもの命を守ることに繋がると考えています。

ご質問 8

子どもの虐待に関係した親への対応やケアはどのように行いますか？

回答

児童相談所は子どもを保護するだけでなく、親子関係を修復したり、子どもを家族の元に戻す役割もあるため、子どもを一時保護している期間に、虐待に至った親の成育歴の確認やメンタルケアもしっかりと行います。

問い合わせ先

葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課児童相談所設置準備担当係
〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 葛飾区子ども総合センター
電話：03(3602)1247(直通)
メール：113000@city.katsushika.lg.jp

